

## 変動型（平均型）最低制限価格制度（試行）の見直しについて

### 1 概要

令和4年3月1日施行で一部改正した「変動型（平均型）最低制限価格制度」について、「中央値」の対象工種を全ての工種とする一部改正を行います。

### 2 制度改正の内容

算定式を中央値とする対象を次のとおり改正します。

- ① 対象 ・一般競争入札で有効入札数6者以上の建設工事  
(総合評価方式案件を除きます。)

【改正前：一般競争入札の土木一式工事で、有効入札数6者以上の建設工事】

- ② 算定式

$$\text{最低制限価格} = (\text{下限価格} ※ 1 + \text{中央値} ※ 2) \div 2$$

(1円未満端数切り上げ)

※1 下限価格 = 予定価格 × 88%

※2 中央値 = 下限価格以上で予定価格以下の有効入札を  
金額順に並べたときの中央の入札金額

- ※ 有効入札数が奇数の場合は、中央の入札金額、  
偶数の場合は、中央の2件の入札金額の平均額とします。  
(1円未満端数切り上げ)

### 3 適用年月日

令和5年3月1日（水曜日）以降に入札公告する建設工事

#### 【参 考】

算定式を平均入札価格とする最低制限価格算出方法

- ① 対象 設計額130万円超の建設工事  
(総合評価方式案件・中央値案件を除きます。)

- ② 算定式

$$\text{最低制限価格} = (\text{下限価格} ※ 1 + \text{平均入札価格} ※ 2) \div 2$$

(1円未満端数切り上げ)

※1 下限価格 = 予定価格 × 88%

※2 平均入札価格 = A ÷ B (1円未満端数切り上げ)

A 下限価格以上で予定価格以下の有効入札から  
最高入札金額の札を除いた合計額

B 合計額の対象となった入札数

- ※ 有効な入札が最高入札金額のみの場合は、  
その額を平均入札価格とします。